

県と市町の新しい関係づくり協議会
協議経過報告

平成 19 年 2 月 13 日

目 次

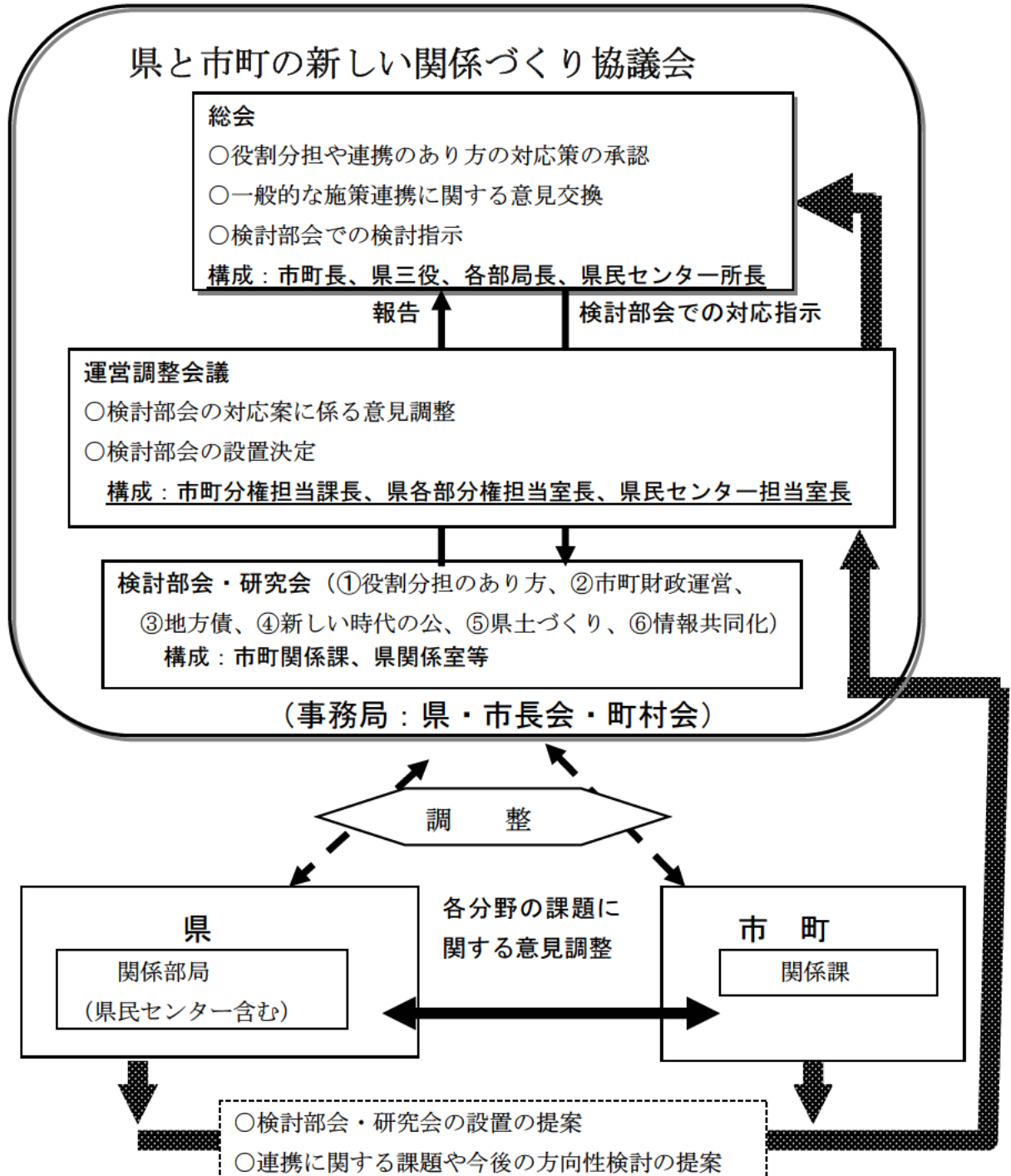
| | |
|----------------------------|----|
| ． 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み | |
| （ 1 ）協議の仕組み | 1 |
| （ 2 ）協議会の構成等 | 2 |
| ． 総会開催結果 | 2 |
| ． 運営調整会議開催結果 | 3 |
| ． 検討部会協議結果 | 4 |
| 県と市町の役割分担のあり方検討部会 | 6 |
| 市町財政運営のあり方研究会 | 12 |
| 地方債発行のあり方研究会 | 22 |
| 「新しい時代の公」と「文化力」を生かした取組検討部会 | 28 |
| 県土づくりのあり方に関する検討部会 | 36 |
| 情報システム等の共同化検討部会 | 40 |
| ． 包括的権限移譲 | |
| ・平成 19 年度 新規移譲予定事務一覧 | 46 |

《参考資料》

| | |
|--------------------------|----|
| （ 1 ）県と市町村の新しい関係づくり協議会規約 | 48 |
| （ 2 ）検討部会の運営に関する規程 | 52 |

I. 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み

(協議の仕組み)



協議会の構成等

| | メンバー |
|--------|--|
| 総会 | 会長：知事 |
| | 副会長：市長会会長、町村会会長、副知事 |
| | 委員：各市町長、出納長、各部局長・県民センター所長 |
| 運営調整会議 | 市町地方分権担当課 県各部局地方分権担当室、各県民センター地域防災担当室 |
| 検討部会 | ①県と市町の役割分担のあり方検討部会 ②市町財政運営のあり方研究会 ③地方債発行のあり方研究会 ④「新しい時代の公」と「文化力」を生かした取組検討部会 ⑤県土づくりのあり方に関する検討部会 ⑥情報システム等の共同化検討部会 |
| | メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※必要に応じ助言者として学識経験者を招聘 |
| (事務局) | 市長会、町村会、地方分権・合併室、県担当室 |

Ⅱ. 総会の開催結果

第1回 平成18年10月11日

- (事項)
- ・包括的権限移譲について
 - ・各検討部会の活動報告及び今後の取組について
 - ・県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)素案について

Ⅲ. 運営調整会議の開催結果

第1回 平成18年4月17日

- (事項)
- ・ 包括的権限移譲について
 - ・ 県と市町の新しい関係づくり協議会の今後の取り組みについて
 - ・ 検討部会・研究会の設置・メンバー募集について

第2回 平成18年9月20日

- (事項)
- ・ 包括的権限移譲について
 - ・ 第1回総会（10月11日開催）について
 - ・ 各検討部会・研究会の活動報告について

第3回 平成19年2月1日

- (事項)
- ・ 第2回総会（2月13日開催）について
 - ・ 各検討部会・研究会の活動報告について
 - ・ 平成19年度の取組について
 - ・ 地方分権改革推進法について

IV. 検討部会の協議結果

| 検討部会・研究会名称 | 検討部会・研究会での検討事項及び検討状況・結果 |
|---------------------------------------|---|
| <p>① 県と市町の役割分担のあり方検討部会 【協議継続】</p> | <p>《検討事項》</p> <p>①具体的な事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施 ②実施主体・手法等の性質ごとの役割分担のあり方の検討 ③事務分野ごとの役割分担の考えの整理と今後の方向性</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県と市町の役割分担のあり方調査」の結果を分析し、調査結果をもとに、重要性、緊急性のある課題について、ワーキング・グループ（WG）を設置した。 ・今後は、調査結果をもとに、法令等の規定内容、行政計画での位置付け、第2期地方分権改革の動向を踏まえ、事務分野ごとの役割分担の考え方と方向性を検討する。 |
| <p>② 市町財政運営のあり方研究会 【協議終了】</p> | <p>《検討事項》</p> <p>○ 平成18年度までの「三位一体改革」の影響と課題</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（質的改革：国庫補助金の一般財源化）地方の自立に寄与するために行われたが、現時点においては事業の自由度及び裁量度の拡大にはつながっていない。 ・（量的縮減：地方交付税の削減）国の財政健全化に資したものの、地方においては従来からの取組に加え、更なる財源捻出、歳出削減を行わざるを得ず、また、地域格差への不安が生まれた。 ・（留意点）交付税依存団体と不交付団体との格差が、今後さらに広がる可能性が高いため、注意せねばならない。 |
| <p>③ 地方債発行のあり方研究会 【協議終了予定】</p> | <p>《検討事項》</p> <p>① 地方債発行の現状と今後の動向等について ② 民間からの資金調達の手法等について ③ 金融機関からの借入れの手法について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町の地方債発行方法についての情報交換を行うとともに、地方財政運営にかかる講演を実施した。 ・住民参加型市場公募債については、熊野市の事例研究を行うとともに、専門講師を招き、共同発行の仕組みや地方財政、金融情報等について研究、意見交換をしていく。 |

| 検討部会名称 | 検討部会での検討事項及び検討状況・結果 |
|--|--|
| <p>④ 「新しい時代の公」と「文化力」を生かした取組検討部会 【協議終了】</p> | <p>《検討事項》</p> <p>○ 地域における「新しい時代の公」と「文化力」を生かした行政の取組方法の検討</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい時代の公」と「文化力」を取り入れた発想を進めるためには、経済効率だけではなく、多面的な価値に着目するとともに、既存の制度にとらわれず、柔軟に考えることが重要である。 ・多様な主体との連携・協力を進めるためには、積極的な情報提供と役割分担の明確化、対話の充実が重要である。 ・多様な主体の参画を進めには、課題の共有⇒対話による企画⇒立ち上げ支援⇒事業展開の支援⇒地域主体の取組に向けた支援、といった段階的な事業展開方法が有効であり、取組の最終到達目標を明確にした上で、計画的に進めることが重要である。 |
| <p>⑤ 県土づくりのあり方に関する検討部会 【協議終了】</p> | <p>《検討事項》</p> <p>○ 県土づくりのあり方と県の役割について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力と魅力ある県土づくりには、市町が行政上の主な担い手となる地域づくりとの連携が必須であり、十分に行われることが必要である。 ・県は地域づくりへの積極的な関わりを求められており、市町域を越えた広域的な取組や条件不利地域での取組などで、特に関わりが必要とされる。 ・大規模な産業集積、観光交流面の取組、外国人居住者への対応など、広域性・専門性・先導性が必要とされる取組については、県として取り組むことが期待される。 |
| <p>⑥ 情報システム等の共同化検討部会 【協議継続】</p> | <p>《検討事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共有デジタル地図整備について ② 入札参加資格者登録・受付業務の共同化について ③ 電子申請、施設予約、電子入札システム等の共同化 ④ 情報セキュリティ対策のあり方の検討や、IT利活用に関する諸問題の整理等の情報共有 <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県自治会館組合が中心となって、県と全市町が共有デジタル地図の整備を行うことで合意され、整備に着手しました。 ・情報システム等の共同化事業について、ワーキンググループの検討案を本部会で決定し、各自治体において参加決定することで合意しました。 ・今後、入札参加資格者登録・受付業務の共同実施や、電子申請、施設予約、電子入札システム等についての検討を継続し共同化を目指す予定です。 |

① 県と市町の役割分担のあり方検討部会

検討部会設置の目的

市町村合併等による市町の行政体制の強化、市町の政策形成能力の向上により、県と市町の役割分担については、住民に身近な市町をより重視したものに見直し、県と市町を通じた効率性の向上、行政サービスの質的向上を図ることが求められています。

このため、具体的な事務分野ごとに県と市町の役割分担の現状、課題を調査し、今後の適切な役割分担のあり方を検討します。

検討部会メンバー 23名（市町13名、県10名）◎部会長 ○副部会長

| 市 町 | | 県 | |
|------------------|-------------|----------------|--------------|
| 津市／行政経営課 | 四日市市／政策課 | 政策部政策総務室 | 総務部経営総務室 |
| 伊勢市／総務課 | 桑名市／政策課 | 防災危機管理部危機管理総務室 | 生活部生活総務室 |
| 鈴鹿市／総務課 | 名張市／行政改革推進室 | 健康福祉部健康福祉総務室 | 環境森林部環境森林総務室 |
| ○亀山市／行政改革室 | 熊野市／総務課 | 農水商工部農水商工企画室 | 県土整備部県土整備総務室 |
| 伊賀市／行政改革・政策評価推進室 | 菰野町／総務課 | 教育委員会事務局教育総務室 | ◎政策部地方分権・合併室 |
| 朝日町／総務税務課 | 明和町／企画課 | | |
| 大台町／総務課 | | | |

助言者●四日市大学／岩崎 恭典教授、四日市大学／小林慶太郎助教授

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県 政策部地方分権・合併室

検討事項

- ① 具体的な事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施
- ② 調査結果の整理について
- ③ 具体的な事務分野ごとの役割分担のあり方の整理
- ④ 実施主体・手法等の性質ごとの役割分担のあり方の検討
- ⑤ 事務分野ごとの役割分担の考え方と今後の方向性

開催実績

(平成18年度)

第1回 [7/3] ⇒ 協議計画書により今後の進め方説明

役割分担のあり方調査の実施について

第2回 [9/11] ⇒ 役割分担のあり方調査(速報)について

役割分担のあり方の検討方法について

第3回 [11/20] ⇒ 役割分担のあり方調査結果について

ワーキンググループ(WG)の設置について

第4回 [1/23] ⇒ 調査結果に基づく、実施主体・手法等の性質ごとの

役割分担のあり方の検討について

検討内容及び検討結果

1 県と市町の役割分担のあり方に関する調査の実施(496の見直し意見)

- ① 市町役割強化 20% ② 県役割強化 36% ③ 連携強化 23%
 ④ 役割分担明確化 15%

●調査結果の性質(主体・手法別)ごとの分類

| 主体 | 手法 | 意見件数 | |
|------------------|------------------------------------|------|------|
| A 市町の 役割強化 | A1 市町への事務・権限移譲 | 31件 | 101件 |
| | A2 重複・重層する事務の市町・市町の広域行政組織への実施主体一本化 | 29件 | |
| | A3 市町の専門性強化 | 8件 | |
| | A4 市町の役割を強化する役割分担 | 33件 | |
| B 県の 役割強化 | B1 重複・重層する事務の県へ実施主体一本化 | 107件 | 178件 |
| | B2 県の支援強化 | 42件 | |
| | B3 県の専門性強化 | 9件 | |
| | B4 県の役割を強化する役割分担 | 20件 | |
| C | 県と市町の連携の強化 | 114件 | |
| D | 県と市町の役割分担 | 76件 | |
| E | 民間の役割強化 | 19件 | |
| F | 法・条例改正 | 8件 | |
| | 計 | 496件 | |

2 見直し意見を踏まえ、重要性、緊急性のある課題について、WGの設置

(1) 生活交通WG・・・

市町自主運行バスなど生活交通の確保に関する検討

(メンバー：市町11名、県2名、事務局：政策部交通政策室

オブザーバー：中部運輸局、三重交通㈱)

・第1回[1/1.5] ➡ 協議計画書により今後の進め方の協議

生活交通を取り巻く現状と課題について

(2) 交通安全啓発等WG・・・

交通安全事業等にかかる啓発事業の検討

(メンバー：市町9名、県6名(内、県民センター3名)

事務局：生活部生活総務室)

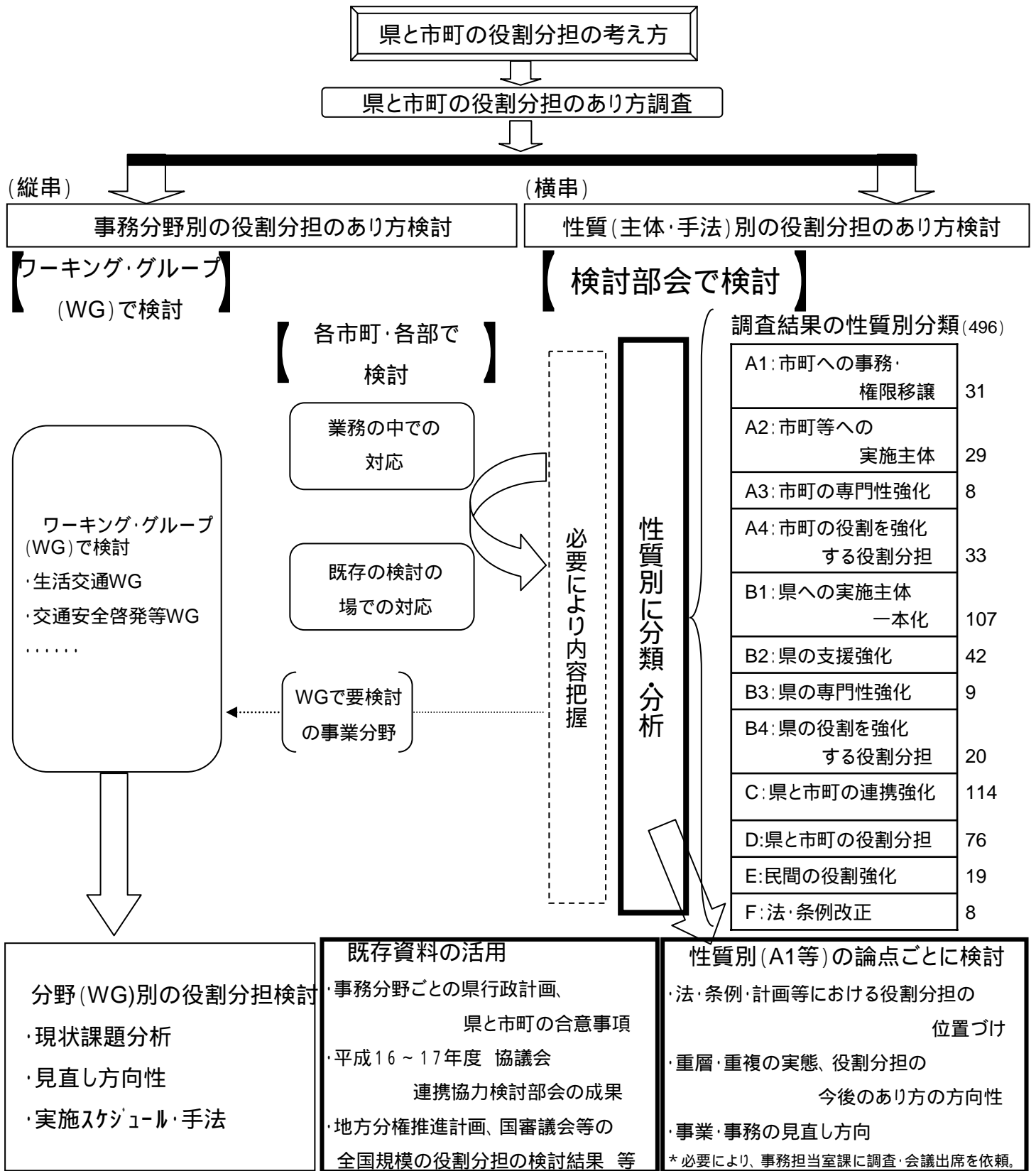
・第1回[12/2.7] ➡ 協議計画書により今後の進め方の協議

交通安全啓発実施状況調査の実施について

今後の予定

- 1 性質ごとの役割分担のあり方を検討していくとともに、その検討内容・結果を通じて、事務分野ごとの基本的な役割分担のあり方を検討していきます。
- 2 既存のWGの進捗管理を行うとともに、部会での検討過程において、重要性、緊急性のある課題については、新規のWGを設置し、検討していきます。
- 3 「県と市町の役割分担のあり方調査」結果の分析、WGの検討結果を基本としてまとめていきますが、地方自治法等の現行法、第2期地方分権改革の進捗状況も踏まえて、事務分野ごとの役割分担の基本的な考え方と、今後の方向性を示していきます。

「県と市町の役割分担のあり方検討部会」協議方法



< 事務分野ごとの役割分担の考え方と今後の方向 >

・基本的考え方 ・具体的な事業・事務の方向性 ・合意形成を経た分野での実施スケジュール・手法

◎県と市町の役割分担のあり方検討部会 最終とりまとめ構成イメージ

1 検討部会の目的

役割分担の明確化、行政サービスの向上、専門性強化

2 県と市町の役割分担の考え方

【地方自治法】

- ・ 地方公共団体の事務（地域事務・法令事務）
- ・ 基礎自治体の優先
- ・ 県の担う事務（広域事務・連絡調整事務・補完事務）
- ・ 行政サービスの向上と効率化

【三重県】

- ・ 三重県地方分権推進方針・・・
広域的役割を中心に担う、連絡調整的役割は市町を最大限尊重、補完的役割は必要最小限
- ・ みえ経営改善プラン・・・
補完性の原理に沿い、まず近接性、応答性により、必要に応じ広域性、専門性により判断
- ・ 第2次戦略計画・・・県土づくり・地域づくり

【明確化の段階】

- ①役割分担の基本原則
 - ②法令・条例規則等に規定する役割分担（個別具体的規定－責務努力規定）
 - ③計画・決定等による役割分担
- *これらによっても不明確な場合、これらに定める分担となっていない場合に、役割分担の検討が必要。

3 検討部会の調査結果の概要

- ①調査目的 役割分担のあり方を検討する基礎資料
- ②調査方法 230事務分野ごとに、29市町、県各部局に見直し意見照会（見直しが必要な事業、望ましい主体・手法・内容・時期）
- ③調査結果 496件の意見の統計処理 縦割り事務分野別、横串性質別

4 役割分担の性質ごとの課題と見直し方向

- ・ A1 市町への事務・権限移譲（31件）
- ・ A2 重複・重層する事務の
市町・市町の広域行政組織への実施主体一体化（29件）
- ・ A3 市町の専門性強化（8件）
- ・ A4 市町の役割を強化する役割分担（33件）
- ・ B1 重複・重層する事務の県への実施主体一元化（107件）
- ・ B2 県の支援強化（42件）
- ・ B3 県の専門性強化（9件）
- ・ B4 県の役割を強化する役割分担（20件）
- ・ C 県と市町の連携強化（114件）
- ・ D 県と市町の役割分担（76件）
- ・ E 民間の役割強化（19件）
- ・ F 法・条例改正（8件）

前掲の区分ごとに、調査における意見に関する事務事業の

- ① 法令、条例規則、計画、要綱等における、役割分担の位置付け（個別具体性—抽象性）を確認し、
- ② 重層、重複、連携、法改正等の課題を抽出し、
- ③ 各意見にかかる事務事業の見直し方向を検討する。

* この際、A 1 の区分での意見に関する意見が B 1 にもある場合は、関連付けて検討を行う。

5 ワーキング・グループ（WG）の検討

- ① 生活交通WG
- ② 交通安全啓発等WG

6 事務分野ごとの基本的な役割分担の考え方と今後の方向

- ① 事務分野の例：地域振興防災分野、生活分野、健康福祉分野、環境分野、農水商工分野、県土整備分野、教育文化分野
特に課題のあるものを抽出する。事務事業を網羅し、調査結果のすべてを例示することは想定していない。
- ② 記載イメージ：
 - ・各分野で特に役割分担のあり方が課題として顕在化していると思われるものを調査結果等から抽出し、役割分担の基本的な考え方と今後の方向、実施手法スケジュール（可能なもの）を示す。
 - ・事務分野の事務事業を網羅し、調査結果のすべてを例示することは想定していない。
- ③ 検討方法：
 - ・「3 検討部会の調査結果の概要」、「4 役割分担の性質ごとの課題と見直しの向」、「5 WGの検討結果」のほか、部局ごとの役割分担に関する計画、担当者会議の協議結果、県と市町村の新しい関係づくり協議会 連携協力検討部会の結果、既存の参考資料（地方分権改革推進法に伴う全国規模の検討結果、地方分権推進計画等）の成果を活用し、まとめる。

- とりまとめの結果は、今後の役割分担の明確化、適正化の指針とし、可能なものは順次、具体化していくことを目標とする。
- また、地方分権改革推進法の制定に伴い、地方分権改革推進委員会や地方六団体において、県と市町村の役割分担のあり方、法改正による権限移譲項目の検討が具体化していくことから、それらの動きに向けた情報発信として活用していくことも想定する

② 市町財政運営のあり方研究会

検討部会設置の背景・目的

景気回復の期待はあるものの、国の歳出抑制など厳しい局面が続くと予想されることから、市町においては、合併によるスケールメリットを十分活用するとともに、事業の重点化、効率化を進め、節度ある財政運営を行い、併せて住民への効果的な説明に努める必要があります。

今後の市町の財政運営と職員の専門性強化に役立てるため、当面する課題について県・市町職員協働による研究を行います。

検討部会メンバー 10名（市町6名、県4名）◎部会長 ○副部会長

| 市 町 | | 県 |
|---------|-----------|-------------|
| 鳥羽市／財政課 | ○熊野市／市長公室 | 政策部市町行財政室 |
| 伊賀市／財政課 | 木曾岬町／総務課 | ◎津県民センター |
| 東員町／総務課 | 御浜町／総務課 | 政策部地方分権・合併室 |
| | | |

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部市町行財政室

検討事項

○平成18年度までの「三位一体の改革」の影響と課題について

(注)「三位一体の改革」とは…

- 質的転換：地方の自主財源の拡充に伴う自由度・裁量度の拡大
 - ・国庫補助負担金改革（一般財源化、交付金化、スリム化）
 - ・税源移譲
 - ・交付税の算定の改革
- 量的縮減：地方財政の健全化に伴う財源不足の圧縮
 - ・歳出の見直しによる交付税総額等の抑制

開催実績

(平成18年)

- 第1回 [6/13] ➡ 協議計画書に基づく今後の進めかたの協議
- 第2回 [6/28] ➡ 「三位一体の改革」により地方財政に影響があったと考えられる項目の洗い出し及び影響分析における条件の整理
- 第3回 [7/14] ➡ 国庫補助負担金改革（一般財源化分）の調査方法の整理
- 第4回 [9/ 1] ➡ 国庫補助負担金改革（交付金化・スリム化分）の財政への影響分析及び地方交付税総額削減の影響の調査方法の整理
- 第5回 [9/27] ➡ 地方交付税総額削減の影響の調査方法の整理（第4回研究会における積み残し分の検討）
- 第6回 [10/20] ➡ 地方交付税総額削減の影響の調査方法の再整理
- 第7回 [11/24] ➡ 地方交付税総額削減の影響調査をもとにした調査結果の検討
- 第8回 [12/25] ➡ 地方交付税総額削減の影響分析、「三位一体の改革」に対する評価、今後の行財政運営への課題の整理

(平成19年)

- 第9回 [1/17] ➡ 研究結果のまとめ

研究内容および研究結果

1.【研究内容とその視点】

(1) 質的転換

- ① 国庫補助負担金の一般財源化に見合う税源移譲が行われたか
- ② ①が行われていない場合、普通交付税で財源調整がなされたか
- ③ 国庫補助負担金の一般財源化により事業の自由度・裁量度が拡大したか

(2) 量的縮減

- 交付税総額削減により市町がどのような財政運営を取らねばならなかったか

2.【調査・分析結果:(1) 質的転換】

- ① 国庫補助負担金の一般財源化分に対する税源移譲見込額の割合は**141.8%**であり、税源移譲見込額が大幅に上回っている。

(国庫補助負担金の一般財源化分:**12,766** 百万円、税源移譲見込額:**18,103** 百万円)

- ② 国庫補助負担金が一般財源化された分は、地方の負担すべき経費として、普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、

(A)「国庫補助負担金の一般財源化分」と、

- (B)「国庫補助負担金の一般財源化に伴う普通交付税の基準財政需要額の増加額」は、理論上(A)=(B)となると考えられる。

調査結果でも、(A):**12,766** 百万円、(B):**12,916** 百万円(充足率: **101.2%**)と、ほぼ等しい値が出ている。

なお、①の税源移譲額が国庫補助負担金の一般財源化分を上回っているが、一方で、普通交付税の基準財政収入額において**100%**算入されるため、普通交付税の算定では当該上回る分だけマイナスの財源調整が働くこととなる。

従って、本県内市町の一般財源が単純に増となるわけではないことに留意が必要である。

- ③ 地方の自立に寄与すると考えられた国庫補助負担金の一般財源化によっても、現時点においては自由度・裁量度の拡大にはつながっていない。要因としては下記の四点が考えられる。

- ・ 国の政省令や要綱等による「縛り」の存続
- ・ 見直しに伴う経費負担が大きい
- ・ 見直しに伴う調整に時間がかかる
- ・ 事務の執行方法の硬直化

3.【調査・分析結果：(2) 量的縮減】

総額削減により、普通交付税及び臨時財政対策債は減少したものの、住民サービスを維持するため事業量は従来どおり確保する必要から、基金の取り崩しや地方債の増発により対応せざるを得なかった。

これまで、歳出削減の面では「特別職の報酬引き下げ、職員採用の抑制、補助金の削減、施設の統合、旅費の見直し、事務の外部委託、委託料の見直し、普通建設事業の抑制」等により、歳入確保の面では「使用量・手数料など公共料金の見直し、現有資産の活用」等により、行財政改革に取り組んできたが、交付税の削減に対処するため、更に踏み込んだ歳出削減が必要となった。

4.【まとめと今後の市・町の財政運営への示唆】

(1) 研究会における議論から得られた示唆

(「三位一体改革」に対する評価)

- ・ 地方が積み上げてきた行財政改革の努力に加え、景気の回復に伴う税収増が追い風となり、国の財政健全化は進んだが、地方では制度改革に伴う混沌と財政上の地域格差への不安が生まれた。
- ・ また市町においては、本来改革で目指した行政サービスの向上は、現時点では住民・職員のどちらからも見えず、達成感がない。

(さらなる「改革」にどう向き合うか)

- ・ 財政の現場では運営上苦慮しているにもかかわらず、交付税総額削減の影響が説明しにくいことに違和感を持っている。
- ・ 市町としては今後の財政運営にあたって、地方財政全体の圧縮の影響を多面的かつ多様な形で現れてくることを考慮しつつ、歳出抑制と行政水準の向上を両立させる改革を進めていかざるをえない。ここに見通しを立てる際の困難さがある。
- ・ 交付税に強く依存する団体と、十分な税収の見込める団体との格差が、今後さらに広がる蓋然性にも留意すべきである。

(2) 県内市町の今後の財政運営について

(市町に期待される役割)

- ・ 基礎自治体である市町は、社会経済環境の変化の中で、住民にもっとも身近な行政主体として、住民福祉の向上のため、地域における行政を自主的かつ総合的に推進していくことが従来以上に期待されている。

(取り組むべき方向)

- ・ 「三位一体の改革」の量的側面として、市町には、いかに無駄を省き、あるいは資産を有効活用しつつ、自主財源(税収等)を確保するかという経営の視点がいつそう求められる。
- ・ また質的改革の側面からは、一般財源化を事務事業の見直しのきっかけと捉え、職員及び住民の意識改革により、長期的な視点に立って行財政改革を進めていく必要がある。

市町財政運営あり方研究会 最終報告書

平成19年2月13日 市町財政運営あり方研究会

1. 「三位一体の改革」について

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で効率的・効果的に行政サービスを提供するため、地方公共団体が行う仕事について、自ら決定し、自らが責任を持つ体制を確立する必要がある。

そこで、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大する地方分権の一層の推進及び国・地方を通じた財政健全化を目的とする「国と地方の構造改革」の達成を目指し、下記の手法により行われたものが「三位一体の改革」である。

質的転換：地方の自主財源の拡充に伴う自由度・裁量度の拡大

- ・ 国庫補助負担金の改革（一般財源化・交付金化・スリム化）
- ・ 税源移譲
- ・ 交付税の算定の改革

量的縮減：地方財政の健全化に伴う財源不足の圧縮

- ・ 歳出の見直しによる交付税総額等の抑制

2. 「三位一体の改革」の影響の考察方法

「三位一体の改革」の県内市町における影響の検証を行うため、上記「質的転換」と「量的縮減」についてそれぞれ以下の視点から調査を行い、結果を分析した。但し「質的転換」における「国庫補助負担金改革」については地方の自立に最も寄与する「一般財源化」による影響についてのみ検討した。

(1) 質的転換についての考察の視点

- ① 国庫補助負担金の一般財源化に見合う税源移譲が行われたか
- ② 一般財源化に見合う税源移譲が行われなかった場合、普通交付税で財源調整が行われたか
- ③ 国庫補助負担金の一般財源化による事業の自由度・裁量度が拡大したか

(2) 量的縮減についての考察の視点

交付税総額削減により、市町はどのような財政運営をとらなければならなかったか

3. 「質の改革」(国庫補助負担金の一般財源化の影響)について

(1) 実施した調査内容(「2(1) 質的転換についての考察の視点」に対応)

①-1 一般財源化に伴う国庫補助負担金削減額

改革がなければ、本来収入されたと推計される額を全市町に照会

-2 税源移譲見込額の試算

H18 課税状況調により試算。したがって、最近の経済情勢を含んだものとなっている。

② 一般財源化に伴う基準財政需要額の増加分と税源移譲見込額との比較

③ 国庫補助負担金の一般財源化による事業の自由度・裁量度の変化を調査

(2) 調査結果

国庫補助負担金の一般財源化に見合う税源移譲

-1 一般財源化に伴う国庫補助負担金削減額 12,766百万円

-2 税源移譲見込額 18,103百万円

但し、実際の収入としては徴収率が影響するため、これを加味した場合の見込額は16,348百万円となる。

(※徴収率には、平成17年度個人住民税所得割の数値を適用。)

国庫補助負担金の一般財源化分に対する税源移譲見込額の割合は、
141.8%であり、税源移譲見込額が大幅に上回っている。

普通交付税における財源調整

一般財源化による補助金削減の影響額は基準財政需要額に、税源移譲額は基準財政収入額に全額反映させることにより、財源の格差が調整される。

A：一般財源化分基準財政需要額 12,916百万円

B：税源移譲見込額 18,103百万円

C：国庫補助負担金一般財源化分 12,766百万円

D：税源移譲により基準財政需要額を収入額が上回るため

減額される交付税額 5,187百万円：A-B

理論上、

A[一般財源化に伴う基準財政需要額の増分]=C[国庫補助負担金(一般財源化分)]

財源調整の充足率：A/C=101.2%。

調整機能は働いていると考えられる。

国庫補助負担金の一般財源化による、事業の自由度・裁量度の変化

本来、住民サービスの自由な見直しや抜本的な変更を可能にすることが目的であったが、現時点において従来の事業のしくみ・運用から抜け出せておらず、自由度・裁量度の拡大には至っていない。

今後、下記の要因を克服していくことにより、しくみや運用の変更がなされていくものと考えられる。

< 拡大に至らなかった要因 >

：国の政省令や要綱等による「縛り」

⇒補助金廃止・縮小後も「縛り」が残り、例えば児童手当では国庫負担比率の引き下げ後も法の規定により、地方自治体で独自に支給額を変えることが出来ない。

：見直しに伴う経費負担

⇒公立保育所運営費のように補助要綱に基づいて施設整備を行ったものについては、事業内容を変更する場合、施設改修等の費用が必要であるが、その負担に耐えられない。

：見直しに伴う調整に時間が必要

⇒サービスの内容を変更することについて、住民との間で合意を得なければならない等、見直しに向けた準備に相当の時間を要する。

：事務の執行方法の硬直化

⇒補助要綱に則った事務のやり方が浸透しているため（事務執行の硬直化）、職員自身が要綱の撤廃等、周囲の状況の変化に柔軟に対応することができにくくなっている。

4. 「量の改革」(交付税総額削減の影響)について

(1) 実施した調査内容

①財政調整基金の推移

②普通交付税及び臨時財政対策債の推移(市町村分地方交付税算定台帳)

③地方交付税総額削減の影響を見出すため、各市町の財政運営の見直し事象を調査

(2) 調査結果

財政調整基金残高の推移(26,947百万円 31.8%)

H15: 84,831百万円 ⇒ H18: 見込57,884百万円

期間中は市町村合併が行われたことによる財政需要もあるため、影響全てが三位一体改革によるものとは必ずしも言えない。

普通交付税及び臨時財政対策債(33,171百万円 23.4%)

H15: 141,971百万円 ⇒ H18: 108,800百万円

財政運営の見直し事象

総額削減により、普通交付税及び臨時財政対策債が減少した(②)ものの、住民サービスの維持を図るため、事業量自体を従来通り確保する必要から、基金の取り崩し(①)、地方債の増発等に対応せざるを得なかった。

また、これまで下記のような方法により行政改革に取り組んできたが、交付税の削減に対処するため、更に踏み込んだ歳出削減が必要となった。

- ・歳出削減では ⇒特別職の報酬引き下げ、職員採用の抑制、補助金の削減、施設の統合、旅費の見直し、事務の外部委託、委託料の見直し、普通建設事業の抑制
- ・歳入確保では ⇒使用料・手数料など公共料金の見直し、現有資産の活用

5.まとめ

(1)研究会における議論から得られた示唆

(「三位一体改革」に対する評価)

- ・ 地方が積み上げてきた行財政改革の努力に加え、景気の回復に伴う税収増が追い風となり、国の財政健全化は進んだが、地方では制度改革に伴う混沌と財政上の地域格差への不安が生まれた。
- ・ また市町においては、一般財源化が必ずしも事業実施現場での柔軟さにつながっていない。本来改革で目指した行政サービスの向上は、現時点では住民・職員のどちらからも見えず、達成感がない。

(さらなる「改革」にどう向き合うか)

- ・ 財政の現場では運営上苦慮しているにもかかわらず、交付税総額削減の影響が説明しにくいことに違和感を持っている。「三位一体の改革」以前からの歳出抑制と、基金や地方債による財源捻出のなかで、結果として影響が隠された形となっているためと考えられる。
- ・ 市町としては、今後の財政運営にあたって、地方財政全体の圧縮の影響が、多面的かつ多様な形で現れてくることを考慮しつつ、歳出抑制と行政水準の向上を両立させる改革を進めていかざるをえない。ここに見通しを立てる上での困難さがある。
- ・ また、国が目指す23年度の基礎的財政収支黒字化を達成するには、国と地方が歩調をあわせた一層の歳出削減が必要であり、そのなかで地方交付税総額の削減が求められている。従って、交付税に強く依存する団体と、十分な税収の見込める団体とでは、今後格差がさらに広がる蓋然性にも留意すべきである。

(2)県内市町の今後の財政運営について

(市町に期待される役割)

- ・ 基礎自治体である市町は、社会経済環境の変化の中で、住民にもっとも身近な行政主体として、住民福祉の向上のため、地域における行政を自主的かつ総合的に推進していくことが従来以上に期待されている。
- ・ 言い換えれば、地域経営の総合主体として、自らの責任と判断により適切な行財政運営を推進しながら、地域における新たな価値を創造していく必要がある。

(取り組むべき方向)

- ・ 「三位一体の改革」の量的側面として、市町には、いかに無駄を省き、

あるいは資産を有効活用しつつ、自主財源（税収等）を確保するかという経営の視点がいつそう求められる。

- また質的改革の側面からは、一般財源化を事務事業の見直しのきっかけと捉え、職員及び住民の意識改革により、長期的な視点に立ってサービスの向上、効率性の向上に資する行財政改革を進めていく必要がある。

③ 地方債発行のあり方研究会

検討部会設置の目的

地方分権や財投改革の進展に伴い、地方債計画上の資金区分においては、年々公的資金の割合が減少しており、民間資金の割合が増加しています。地方自治体は、民間からの資金調達をより拡大していくことが求められています。

平成18年度以降は、従来の許可制度から協議制度に移行し、地方債については民間からの資金調達をより効果的、効率的に実施していくことが求められているため、今後の地方債発行のあり方について研究します。

検討部会メンバー 15名（市町11名、県4名）◎部会長 ○副部会長

| 市 町 | | 県 |
|-----------|------------|-------------|
| 津市／財政課 | 四日市市／財政経営課 | ◎政策部市町行財政室 |
| 桑名市／財政課 | ○鈴鹿市／財政課 | 政策部地方分権・合併室 |
| 名張市／財政経営室 | 尾鷲市／市長公室 | |
| 亀山市／財務室 | 鳥羽市／財政課 | |
| いなべ市／政策課 | 志摩市／財政課 | |
| 伊賀市／財政課 | | |

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部市町行財政室

検討事項

- ①地方債発行の現状と今後の動向等について（講演）
- ②民間からの資金調達の手法等について（事例研究等）
- ③金融機関からの借入れの手法について（調査）
（入札、割当方式等）

開催実績

(平成18年)

第1回 [7/31] ➡ 研究会の進め方について

地方債を取り巻く状況について

第2回 [10/11] ➡ 住民参加型市場公募債について

先進地事例の研究について

第3回 [11/10] ➡ 地方財政運営にかかる講演会について

地方債改革元年への対応について

第4回 [2/16予定] ➡ 住民参加型市場公募債(共同発行)について

金融機関との情報交換について

検討内容および検討結果

第1回

- ・現在の地方債制度を取り巻く状況の認識を共有しました。
- ・各市町の地方債発行方法について情報交換しました。

第2回

- ・住民参加型市場公募債について研究しました。
 - ①住民参加型市場公募債の仕組みや全国の取組状況等について
 - ②先進地事例として熊野市の取り組みについて講師 熊野市市長公室 室谷財政係長

第3回

- ・地方財政運営にかかる講演会を実施しました
演題 地方債改革元年への対応
講師 関西学院大学大学院教授 小西砂千夫氏

今後の予定

第4回（予定）

- ・住民参加型市場公募債の共同発行について研究します。

共同発行のしくみや全国の発行事例等について

講師 財団法人 地方債協会

- ・金融関係者と地方財政や金融情報等について意見交換を行います。
- ・金融機関からの借入れの手法を調査します。

今後の残された課題

- ・住民参加型市場公募債の事例研究等を通じて、民間からの資金調達や地方債発行のあり方を研究してきましたが、現在、県内市町で住民参加型市場公募債を実施しているのは熊野市のみであります。今後熊野市に続く団体が現れることが望まれるところです。

地方債発行のあり方研究会の概要

【第1回】

1 日 時 平成18年7月31日（月） 13：30～

2 場 所 県庁講堂棟 第131会議室

3 議 題

- (1) 現在の地方債を取巻く状況について
- (2) 研究会の今後の進め方について

4 内 容

- 現在の地方債等を取巻く状況（地方財政計画、三位一体改革、骨太の方針2006、地方財政再建制度等）についての現状把握。
- 本研究会で取上げていきたいテーマ等について意見を求めた。
 - ・市場公募債の発行（単独、共同発行）についての先進事例研究
 - ・銀行引受分の共同借入れについての研究
 - ・銀行選定方法（入札、割当方式等）。
 - ・事例研究
 - ・地方債発行に係る今後の動向について（有識者との意見交換等）

【第2回】

1 日 時 平成18年10月11日（水） 13：30～

2 場 所 県吉田山会館 大会議室

3 議 題

- (1) 住民参加型市場公募地方債について
- (2) 先進地事例研究（ささゆり熊野市民債について）

4 内 容

- 住民参加型市場公募地方債について
 - ・三重県では平成15年度許可分から熊野市が発行。
 - ・平成18年度地方債計画上では3,600億円で110団体程度が発行予定。
 - ・銀行に発行事務を委託する場合には初期投資（システム開発費）がかかるので継続的に発行をしていくことが必要。
 - ・償還期間は5年と設定しているところが多い。実際に建物に充当するなど20年くらいで償還したい場合があるが、予め市場公募債を活用した借換債について説明をしておけば発行可能。
 - ・メリットばかりを強調せず、デメリットについても説明。

○先進地事例研究（ささゆり熊野市民債について）

- ・市民に市が行っている事業に対して関心を持ってもらう、市民の行政への参画を推進。資金調達が多様化を図ることが目的。
平成15年から検討、当時は発行団体も少なくほとんどが都道府県であり、市で発行しているところはあまりなく、地方債協会のホームページ等で内容を調査。
- ・購入対象者は、20歳以上で市内在住の個人のみ。一人当たりの購入限度額は100万円に設定。償還期限は5年満期一括償還。利率は5年もの国債の利率に若干上乘せ。
- ・発行形式は、保護預かり形式。（証券は解約まで市で保管）。発行額をあげた場合、1億円くらいが事務的にも直営でいける限度額ではないかと考える。
- ・銀行に委託すると手数料がかかる。なるべく直営で行い、経費の節約に努めるよう市長からも指示。
- ・抽選における端数調整について、人数分の番号札を箱へ入れ、順に引いていく。抽選順に金額を充当し、最後の人については発行額を合わすために、希望額の一部を充当。残額は補欠当選とする。
- ・利子の支払いは本人口座へ振り込む。債権者登録申請書に振込先を記入。口座の変更についての連絡を1ヶ月前に通知。
- ・アンケートの中には額や回数の増加を望む意見多い。
- ・購入者が死亡した場合、相続人が債権を引き継ぐ方法は取っていない。法的には可能であるが、相続人が自分名義でも購入していた場合、被相続人の債権まで引き継ぐことになると同一人が二つの債権を持つことになり、不公平となるから。

【第3回】

1 日 時 平成18年11月10日（金）10：00～

2 場 所 三重県水産会館 大会議室

3 議 題

- (1) ～協議制、破たん法制、格付け強化、会計制度改革と発行管理の技術～
講師：関西学院大学大学院 小西砂千夫 教授

4 内 容

- ・地方財政制度・地方債制度の改革は、量的改革と質的改革がある。
- ・量的改革とは、「基本方針2006」における歳出・歳入一体改革。人件費・投資的経費の圧縮が明記され、全体量的には実質的に5年間で地財計画が80兆円割れをする感じか。
- ・量的改革の影響として、人件費と公債費は圧縮される見通しで、財政運営に楽観する見込みがあったとしても早計である。また、折半ルール見直しに持込まれば、地方交付税は更に圧縮されかねない。
- ・質的改革とは、「新型交付税」「再生（破たん）法制」「新分権一括法」。
- ・新型交付税については「実需に応じて総額を公平に配分する」という機能

を変えない限り、算定が簡素化されても大きく影響を受けない。

- 再生（破たん）法制については、債務調整の是非、金融機関に貸し手責任を問うかかが問題。ただ、地財制度の抜本改革が先である。
 - 新分権一括法により事務事業の義務付け、基準付けを見直すことで、国の関与が少なくなるが、一方、国が財源保障しなくて良くなる、地財計画で財源保障すべき事務を圧縮するという解釈もある。
 - 協議制への移行により、不同意債を発行できるようになったが、地財計画、地方債計画以外の地方債であるため、現実的には財政の硬直化していない団体でないと発行は難しい。
 - バランスシートは開示資料として作成すべきである。ストックベースの財政指標は、バランスシートからではなく決算統計に基づいて作られるので決算統計にはより正確性が要求される。
- 交付税が減り、地方債発行が増えていく中で、どの程度まで起債できるのかという地方債の発行管理が重要である。

④「新しい時代の公」と「文化力」を生かした取組検討部会

検討部会設置の目的

「新しい時代の公」と「文化力」は、県が提唱する考え方ですが、両者はともに県民一人ひとりが主体的に地域と関わるとともに、人と人の信頼や絆を深めることを基本に、地域社会の再生・創造をめざすもので、地域主権の社会の実現のためには、この二つの考え方が大切です。

そこで、当部会では、地域主権の社会の実現に向けて、地域の多様な主体が自ら考え、参画するという視点から、市・町及び県の取組方向を検討します。

市・町と県がこのような検討の場を設け、情報を共有することにより、これからの地域づくりにつなげていくことを目的とします。

検討部会メンバー 15名（市町10名、県5名）◎部会長 ○副部会長

| 市 町 | | 県 |
|-----------|---------------|--------------|
| 津市／政策課 | 四日市市／市民文化課 | ◎政策部 企画室 |
| 伊勢市／政策課 | ○松阪市／まちづくり推進課 | 政策部 地方分権・合併室 |
| 鈴鹿市／企画課 | 鈴鹿市／地域課 | |
| 名張市／総合企画室 | 亀山市／市民参画協働室 | |
| 志摩市／企画政策課 | 東員町／政策推進課 | |

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部企画室

検討事項

地域における「新しい時代の公」と「文化力」を生かした行政の取組方法の検討

開催実績

(平成18年)

- 第1回 [5 / 29] ➡ 協議計画書に基づく今後の進めかたの検討
地域づくりと「文化力」について、「新しい時代の公」における行政の
役割について、「文化力」と「新しい時代の公」について
- 第2回 [7 / 7] ➡ 多様な主体が取り組む「公」の活動事例の紹介
- 第3回 [8 / 29] ➡ 部会のアウトプットイメージの検討、多様な主体が取り組む「公」
の活動事例の紹介、「文化力」を生かした地域づくりについて
- 第4回 [10 / 30] ➡ 多様な主体が取り組む「公」の活動事例の紹介、「新しい時代
の公」、「文化力」を生かした取組みの視点について整理
- 第5回 [12 / 26] ➡ 「文化力」を生かした地域づくりについて、検討部会報告につ
いて

検討内容および検討結果

- ・ 「新しい時代の公」と「文化力」の視点から、各市町や県における多様な主体の取組み事例の検討を行った結果、「新しい時代の公」と「文化力」の考え方は、地域主権の社会を目指す上で、必要な考え方の一つであるという点について、一定の共通理解に立つことができました。(別添資料参照)
その上で以下の点について整理しました。
 - (1) 「新しい時代の公」と「文化力」の考え方を取り入れた発想と多様な主体との連携・協力の方法
 - (2) 多様な主体の参画を進める上で有効な事業展開方法

「新しい時代の公」と「文化力」検討部会報告

当部会では、参加メンバーの所属する市町や県において既に取り組まれている事例を参考にしながら、地域主権の社会をめざす上で市町や県がどのように施策や事業を展開すればよいかについて検討しました。

その結果、「新しい時代の公」と「文化力」は、住民が主体的に地域に関わったり、人と人とのつながりや関係性を深めたりすることを基本に、地域社会の再生、創造をめざす考え方であり、地域主権の社会をめざす上で必要な考え方の一つとして、当部会において一定の共通理解に立つことができました。

1 「新しい時代の公」と「文化力」の取組事例

各市町及び県（企画室）担当者が事例を出し合い、「新しい時代の公」と「文化力」の考え方をふまえて検討を行いました。（P32,33）

これらの事例を参考に検討した結果、施策や事業の進め方について次のとおりまとめました。

2 地域主権の社会をめざすために

地域主権の社会をめざすためには、多様な主体と一層連携・協力して事業を進める必要があります。そのためには、「新しい時代の公」と「文化力」の考え方を取り入れた発想が有効です。

(1) 「新しい時代の公」と「文化力」の考え方を取り入れた発想

どんな「発想」が必要か

- ・ 経済的な効率性だけでなく、多面的な価値に着目する。
(例)県（あがた）地区まちづくり委員会（四日市市）
- ・ 異なった価値観や文化を認め合うという視点を大切にする。
(例)いきいきキッズ応援団（亀山市）
- ・ 地域の多様な主体が参画することを前提に考える。
(例)お木曳の奉曳団他（伊勢市）

どのように、「発想」をするのか

- ・ 既存の制度、仕組み等にとらわれず、柔軟に考える。
(例)森を考える会（松阪市）
- ・ 「誰のため、何のために、何を目指すのか」という視点から、地域住民と一緒に考えて考える。
(例)市民公益活動実践事業（名張市）

③行政の持つ情報や地域住民の活動の情報など、事業に関わるさまざまな情報について地域住民との共有を一層進める。

(2)多様な主体との連携・協力

多様な主体と連携・協力しながら仕事を進めるために、次の視点に配慮します。

積極的な情報の提供

誰に対して、いつ、どのような情報を提供し、情報共有するか

事業に関わる多様な主体間における役割の明確化

その事業について「どのような主体がどのように関係する必要があるか」、将来展望もふまえて考える。

対話の充実

事業に関わる多様な主体間の対話を事業の企画段階、実施段階、終了時等において、積極的に行う。

3 具体的な事業展開手法

多様な主体の参画を進めるために、課題の共有から始まって、事業の企画の立ち上げ、展開等の各段階における行政の支援の手法を P34,35 のとおりとりまとめました。

「新しい時代の公」と「文化力」の取組事例

【多様な主体の参画を前提とした事業展開事例】

(市町の取組)

1 住民、NPO 等が主体的に活動

(例) 障害児(者)生活支援グループ ホップ(四日市市)、県地区まちづくり委員会(四日市市)、亀山国際交流の会(亀山市)、市民ネット(亀山市)、鹿伏兎山脈自然薯の会(亀山市)、伊勢河崎まちづくり衆(伊勢市)、志摩 Beautiful Beach Club(志摩市)、立神四季物語実行委員会(志摩市)、LLP 志摩ネイチャークラブ(志摩市)、学校ボランティア(東員町)

2 NPO 等が地域の活動を支援

(例) 四日市 NPO セクター会議(四日市市)

3 住民と行政が対等な関係で活動

(例) 愛宕川・神道川美化活動(松阪市)、志摩コーストガーディアンズ(志摩市)、浜島町まちづくりグループ WITH AIBE(志摩市)

4 行政が取り組む計画や事業等に地域住民が参画

(例) 放課後児童クラブ(東員町)、花いっぱい運動(東員町)、クリーン作戦委員会(東員町)

5 行政による地域活動支援制度

(例) 市民公益活動実践事業(名張市、提案公募型委託事業)、ゆめづくり地域予算制度(名張市、地域づくり委員会への交付金制度)美化パートナー事業(志摩市)、緑の募金交付金事業(志摩市)、ふるさとづくり事業補助金(東員町)

(県の取組)(H18 実践提案事業より)

6 県が先導的・試行的に事業展開し、各市町と連携

(例) コミュニティビジネス支援事業(県)、まちづくりプロジェクト事業(県)

7 行政が地域の活動のネットワークづくりを支援

(例) 緊急地域防災力推進事業(県)

8 県がボランティアスタッフを養成し、事業参画や自主的な活動につなげる(高い技術を要する事業の取組)

(例) みんなの博物館サポートスタッフ活動事業(県)

【「文化力」の視点を加えた事業展開事例】

1 地域の人材などの有形無形の財産を活用した地域再生、活性化への取組

(例) 県地区まちづくり委員会 (四日市市)、お木曳の奉曳団他 (伊勢市)、森を考える会 (松阪市)、わが町加佐登まちづくり委員会 (鈴鹿市)、庄野地区まちづくり実行委員会 (鈴鹿市)、市民公益活動実践事業参加団体 (名張市)

2 地域、分野、業種等を超えた交流・連携による取組の展開

(例) 県地区まちづくり委員会 (四日市市)、お木曳の奉曳団他 (伊勢市)、森を考える会 (松阪市)、庄野地区まちづくり実行委員会 (鈴鹿市)、わが町加佐登まちづくり委員会 (鈴鹿市)、石薬師地区明るいまちづくり推進協議会 (鈴鹿市)、亀山子育ての会 (亀山市)

3 異文化や異なった価値感を超え、それぞれの主体の特性が生かされた事業展開

(例) いきいきキッズ応援団 (亀山市)

4 地域の多様な文化資源を活用した地域づくりをベースにその成果を生かしたイベントの展開

(例) 「こころのふるさと三重」づくりの取組 (県)

取組事例については、「発想を転換する9つのヒント」をベースに分析を試みた。

| 9つのヒント | | | |
|--------|--|--|--|
| 事業展開方向 | ストックの活用・循環 | 交流・連携(「輪」) | 多様性と調和(「和」) |
| 人間力 | 積極的に人材を発掘し、活用するように考えていますか。 | 人と人との出会い、ネットワークを広げるように考えていますか。 | 人それぞれの個性を尊重し、その能力を引き出すように考えていますか。 |
| 地域力 | 埋もれた地域資源を発掘、活用し、循環させるように考えていますか。 | 地域の強みを伸ばし、お互いに無いものを補い合うため、地域間の交流・連携を広げるように考えていますか。 | 地域それぞれの特色を尊重し、その独自性を引き出すように考えていますか。 |
| 創造力 | 多彩な知恵を発掘し、積極的に活用するように考えていますか。 | 異文化、異分野、異業種間など知恵の交流・連携を広げるように考えていますか。 | 文化や価値観の違いを尊重し、多様な知恵が共存できるように考えていますか。 |
| | お木曳の奉曳団他 (伊勢市) わが町加佐登まちづくり委員会 (鈴鹿市) 市民公益活動実践事業参加団体 (名張市) | お木曳の奉曳団他(伊勢市) 森を考える会(松阪市) 庄野地区まちづくり実行委員会(鈴鹿市) わが町加佐登まちづくり委員会(鈴鹿市) 石薬師地区明るいまちづくり推進協議会(鈴鹿市) いきいきキッズ応援団(亀山市) 亀山子育ての会(亀山市) | |
| | 県(あがた)地区まちづくり委員会(四日市市) お木曳の奉曳団他(伊勢市) 森を考える会(松阪市) 石薬師地区明るいまちづくり推進協議会(鈴鹿市) いきいきキッズ応援団(亀山市) | 県(あがた)地区まちづくり委員会(四日市市) お木曳の奉曳団他(伊勢市) 庄野地区まちづくり実行委員会(鈴鹿市) わが町加佐登まちづくり委員会(鈴鹿市) | 県(あがた)地区まちづくり委員会(四日市市) お木曳の奉曳団他(伊勢市) 森を考える会(松阪市) |
| | 森を考える会(松阪市) 庄野地区まちづくり実行委員会(鈴鹿市) | 石薬師地区明るいまちづくり推進協議会(鈴鹿市) | |

具体的な事業展開手法

(地域主体の事業展開を行うための行政の取組方向)

これまでのように地域のあり方を行政が中心となって取組むのではなく、自分たち地域のことは自分たちで責任を持って決めることがこれからの社会に求められています。

しかしながら、地域や分野によっては、活動する団体がない場合や、地域で課題が共有されていないために活動が発生しないなどさまざまな状況が考えられます。

そのような中で、それぞれの状況にあわせて、地域や個別団体の「公」の活動を活性化することを行政が支援することも考えられます。

そこで、行政の支援が必要な場合、どのような事業展開が必要かについて、事業の展開段階ごとに整理しました。

ステップ0 地域の課題の共有段階

住民と行政が対話を行い地域課題の共有を行います。

ステップ1 企画段階

住民と行政の対話により、最終段階の目標を決めて、その目標に向けてどのような事業が必要かについて検討します。

- (1)対象となる地域、分野の状況調査
- (2)行政の役割の検討
- (3)全体計画と今後の展開に向けた関係機関との協議

ステップ2 事業の立ち上げ支援—スタートアップの支援

立ち上げに必要な技術的情報の提供や人材の掘り起こしを行います。

(1)学習機会の提供

取組の必要性、取組のメリット

取り組むためのノウハウ（活動の組織化、資金調達方法、運営計画の方法等）

(2)情報データベースの整備

取組のツール（組織化、資金調達、運営計画に向けた様式等の詳細なノウハウ）

情報（助成団体、助成応募要領、先進事例等）

(3)人的ネットワークの仲介・行政相談窓口の設置

既存の活動団体の紹介

他の団体と仲介するための情報提供

仲介支援

ステップ3 事業展開に向けた支援

(1)事業を展開する上で必要な情報の発信

広報など既存メディアの活用

(2)活動の場の提供

中間支援組織・市民活動センター等による自立支援
(空き店舗活用など、自発的な活動に至るまでの支援)

(3)事業展開に必要な人材の派遣

助言者、行政職員によるサポート 等

(4)事業展開に必要な情報の提供

先進取組事例の紹介 等

(5)事業展開に必要な資金の提供

段階・計画に応じた助成制度

助成と合わせ自立に向けたフォロー体制

ステップ4 地域主体の取組に向けた支援(ソフトランディング)

ステップ3の事業展開の結果を検証し、事業の継続の必要性や役割分担等について、関係者で話し合います。継続が必要な事業については、継続的に実施できる枠組み(人、金、ノウハウ等)について話し合い、その中で、地域で自立して取り組むべきことについては、最終的な目標に向けて計画的に進めていきます。

行政からの支援が必要な場合は、今後の取組方法や計画を明確にしておきます。

※行政からの支援の内容は、活動状況、地域事情によって異なります。

(取組事例) 相談窓口等のサポート、ノウハウ等冊子配布、単発の助成制度

地域の団体や住民の取組支援にあたっては、対症療法のように取り組むのではなく、取組の最終到達目標を明確にした上で、**計画的に実施**することが大切です。

⑤ 県土づくりのあり方に関する検討部会

検討部会設置の目的

県全体を見据えた「県土づくり」と地域主体で取り組む「地域づくり」は、地域での展開において密接に関連することから、十分に連携しながら進めていくことが重要です。本部会では、「県土づくり」の考え方と「県土づくり」における県の役割について、「地域づくり」を担う市・町の皆さんと検討し、考え方の共有を通じて、「県土づくり」と「地域づくり」それぞれの円滑な推進に繋げていくことを目的とします。

検討部会メンバー 12名（市町9名、県3名）◎部会長 ○副部会長

| 市 町 | | 県 |
|-------------|------------|--------------|
| 津市／政策課 | 四日市市／経営企画部 | ◎政策部 企画室 |
| 桑名市／政策課 | 鈴鹿市／企画課 | 政策部 地方分権・合併室 |
| 名張市／総合企画政策室 | 亀山市／企画経営室 | |
| 鳥羽市／企画課 | 熊野市／市長公室 | 政策部 地域づくり支援室 |
| ○伊賀市／企画調整課 | | (必要に応じて参加) |

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部 企画室

開催実績

(平成18年)

- 第1回 [7/11] ⇒ 検討の進め方について協議
- 第2回 [8/22] ⇒ 広域の「県土づくり」「地域づくり」の事例検討
- 第3回 [9/14] ⇒ 「県土づくり」「地域づくり」における県の役割に関する意見交換
- 第4回 [10/25] ⇒ 地域づくり支援における県の役割について検討
- 第5回 [12/4] ⇒ 県土づくりにおける県の役割について検討
- 第6回 [1/15] ⇒ 最終とりまとめの内容について検討

検討内容および検討結果

※検討手法：広域的に取り組まれている、県土づくりあるいは地域づくりと思われる事例を、「地域住民の生活を支えるもの」と「地域の魅力・競争力を高めていくもの」の2つに大別し、県土づくりのあり方と県の役割を議論した。

1．県土づくりのあり方について（概念の整理）

（1）県土づくり・地域づくりの担い手

県土づくりの行政上の主な担い手は県、地域づくりの行政上の主な担い手は市町であるが、県や市町といった行政だけが担うものではなく、行政も含めた地域の多様な主体が県土づくり・地域づくりの担い手であり、積極的な参画が期待される。

（2）県土づくりと地域づくりの連携

①県土づくりを進めるためには、地域づくりとの連携が必須であり、市町が行政上の主な担い手となる地域づくりが十分に行われなければ、活力と魅力にあふれた県土にはならない。県は、地域づくりの取組が十分に行われるよう、それを支援するとともに、市町が規模・能力から担えないものは、補完的に自ら地域づくりに取り組まなければならない。

②県土づくりの県の取組方向と地域づくりの取組方向は、一致する場合もあれば視点の異なる場合もある。異なる場合も、様々な地域づくりが行われることで多様性に富んだ厚みのある県土となっていくことから、そういった地域づくりについても全てではないが支援・補完していく必要がある。

2．県土づくりにおける県の役割について

県が担うべき役割には、広域性・専門性・先導性という3つの観点のいずれかがあることを確認した。なお、これらの役割を果たしていくにあたっては、必要な基盤整備を行うことが求められる。

（1）地域住民の生活を支える

住民に近いところは市町が担い、全県的に（あるいは県境を超える広域的な範囲で）対応が必要なもの（広域性）と、専門的な知識や技術が必要なもの（専門性）は県の取組が求められている。

（2）地域の魅力・競争力を高める

①産業集積や大規模な企業誘致に関する業務の多くは、県の取組が求められている。

（広域性・専門性）

②一次産業では、技術の高度化や高付加価値化（ブランド化）が求められており、

県土づくりとしての県の役割が期待される。(広域性・専門性・先導性)
観光・交流面では、地域づくりによって魅力ある地域を創ることが求められており、県土づくりと地域づくりとの連携が必須である。(広域性・専門性)

- ③地域づくりの成果として生まれた活力や魅力がより広がりを持つものである場合、それを県土づくりとして県が主体的に伸ばしていくとともに、近隣市町の連携によって競争力の強化が期待される場合には、その連携の促進が求められている。
(広域性)

(3) 時代趨勢への対応((1)(2)の両方にかかるもの)

外国人居住者との地域における共生、企業の競争力育成のための共同研究、一次産業の高付加価値化のための研究開発のように、時代趨勢へ対応するための先導性と専門性が高いものは、県土づくりとして県の取組が求められる。

3. 地域づくりにおける県の役割について

活力と魅力あふれる県土となるためには、県土づくりだけでなく、地域づくりが十分に行われることが必要となる。県も必要に応じて支援・補完を行うなど、地域づくりへ積極的に関わっていくことが求められる。

県土づくりと同様、広域性・専門性といった観点からの支援・補完が県に期待されるが、いくつかの論点について整理した。

(1) 県が支援する主体

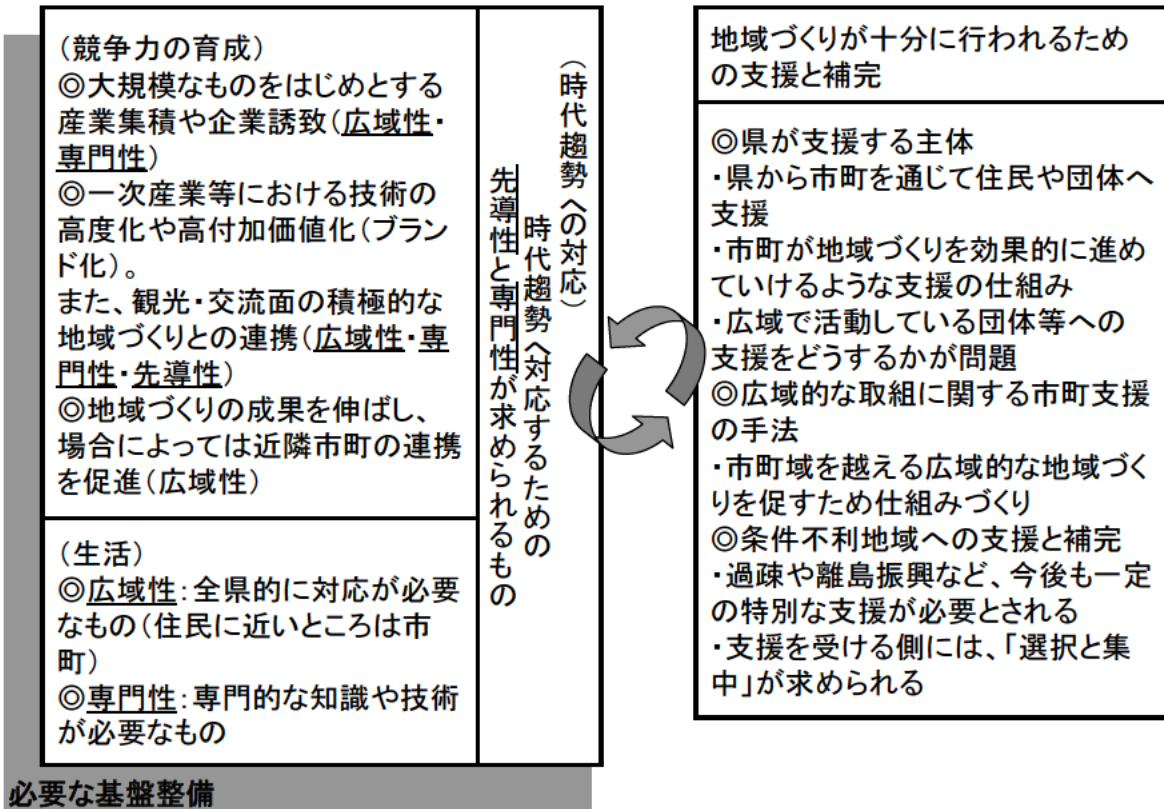
- ①県から地域住民やNPOなどへの直接的な支援は行わず、市町を通じて支援することが必要とされる。
②市町が地域づくりを効果的に進めていけるような支援の仕組みを構築することが必要とされる。
③市町を越えた広域で活動している団体等への支援をどうするかが課題に挙げられている。

(2) 広域的な取組に関する市町支援の手法

現状で県が手を引くだけでは、市町域を越える広域的な地域づくりが進まない。市町域を越える広域的な地域づくりを促す仕組みが必要とされる。

(3) 条件不利地域への支援と補完

- ①すべての市町が同一条件にあるわけではなく、地理的に不利な条件の市町にあっては、対等な競争をする土台がない。
②過疎や離島振興など、今後も一定の特別な支援が必要とされる。
③支援を受ける側には、自分たちの地域の強みがどこにあって、どの部分で地域づくりを伸ばしていくのか「選択と集中」が求められる。



〔 (参考) 検討してきた事例とその課題の一例 〕

| | |
|--------------------|--|
| <p>外国人居住者の問題</p> | <p>職場と住居が異なる場合もあり、市域だけでは対応できない。全ての市町で課題となっているわけではないが、全国的にも外国人居住者の多い都市はいくつもある。また、子どもへの教育についても、言語の問題がいろいろあって対応が難しい。</p> |
| <p>NPO等との協働</p> | <p>市町では協働がまだ模索段階のところもあるため、県でモデル的な事業を実施して、市町へ手法を示してもらいたい。しかし、県が市町を入れずにNPO等と直接取り組むと、市町の地域づくりへ成果が活かせない。</p> |
| <p>医療の充実(医師問題)</p> | <p>へき地、離島では問題が顕在化。都市部でも問題はある。市だけでは無理で、県への期待が大きい。</p> |
| <p>流域圏の取組</p> | <p>流域という切り口で、市町の範囲を越えて取り組む団体もある。県が主導している流域圏づくりもあるが、誰が主導的な役割を果たすべきか。</p> |
| <p>交通</p> | <p>道路の問題は市町だけでは無理。バスや鉄道など生活を支える交通網の維持も、市町だけではできない。また、中山間地域では都市部よりコストがかかるため、地域に任せると難しい。</p> |
| <p>企業誘致</p> | <p>市町では、相手にしてくれない企業もあるので、県の関与が必要。また、誘致を有利にするための道路をはじめとする基盤整備についても、県の果たす役割が大きい。県土づくりの振興方向はあるにしても、企業誘致は地域で雇用を生み出すための有効な手法。</p> |
| <p>観光</p> | <p>場合によっては県境も越えて、隣接する市町と連携して観光振興に取り組んでいる事例が多い。県土づくりの振興方向とは別に、地域で取り組んでいる事例も多いし、観光振興プランでも各地域での取組が書かれている。外へのPRなど、県でまとめてやった方が良いものもあるのではない。</p> |

⑥ 情報システム等の共同化検討部会

検討部会設置の目的

財政状況が厳しい中で県や市町が、行政運営の効率化や住民サービスの向上を図っていくためには、IT（情報通信技術）を有効に利活用し、共同化により低廉で効率的な情報システム等の構築・運用を進めるとともに、情報セキュリティ対策やITの利活用方策についても検討していく必要があります。

検討部会メンバー

34名（市町29名、県5名）

| 市 町 | 県 | |
|----------|-----------|-------------|
| 全市町情報担当課 | ◎政策部情報政策室 | 政策部地方分権・合併室 |

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部情報政策室

検討事項

- ① 共有デジタル地図整備について、整備仕様等の協議を行い、発注を行いました。
- ② 電子申請、公共施設予約、電子入札システム等の情報システムの共同化について協議をすすめてきました。入札参加資格者登録・受付業務の共同化についても検討を行っています。
- ③ 情報セキュリティ対策のあり方の検討やITの利活用に関する諸課題の整理等、電子自治体の推進に有効と考えられる様々な課題について情報共有を行いました。

開催実績

（平成18年）

第1回 [5/22] ➡ 情報システムの共同化

第2回 [6/28] ➡ 内部管理業務の共同アウトソーシングについて

第3回 [9/21] ➡ 情報システム共同化の今後の進め方について

デジタル地図整備（空中写真）の進捗状況について

第4回 [10/26] ➡ 共有デジタル地図の整備について

第5回 [11/20] ➡ 共有デジタル地図の整備について

入札参加資格登録申請の共同受付・審査について

第6回 [H19.1/25] ➡ 情報システム共同化の今後の進め方について

検討内容及び検討結果

- ・ デジタル地図整備については、三重県自治会館組合（一部事務組合）の規約が改正され、組合が実施主体となって県と全市町が共同で共有デジタル地図の整備・更新を行っています。《決定事項》
- ・ 平成18年7月より空中写真の撮影業務を委託して実施中であり、現在、デジタル地図整備委託事業者の選定を行っています。
- ・ 情報システム等の共同化事業については、県と市町担当で構成するWGで検討した共同化案を基に本部会で方向性を決定し、各自治体で参加意思の確認を行うとするスキームとすることで合意しました。《決定事項》
 - 県の電子申請システムを利用した入札参加資格者登録・受付業務に関して共同実施の検討を開始しました。
 - 電子申請システムの共同化については、住民利便性の向上を目指し、効果のあるシステムのあり方について、継続して検討することとしています。
 - 施設予約システムについては、先行して導入している団体を交えて、共同発注の検討を行っています。
 - 電子入札システムの共同化についても検討を行ってきました。
- ・ その他、県の情報セキュリティ対策や全国の共同アウトソーシングの事例などについて意見交換を行いました。

今後の予定

- (1) 共有デジタル地図の具体的な運用・更新方法について協議を行うとともに、整備しているデジタル地図の利活用方策を検討していく予定です。
- (2) 電子申請、電子入札システムの共同化や入札参加資格者登録・受付業務等について、WGでの検討状況の共有及び協議を随時行うとともに共同化実施に向けて課題の整理に取り組むこととします。
- (3) 情報セキュリティ対策やデジタル放送の活用方策等広域で検討を行う事項についても情報交換や共同での取り組みについて検討する予定です。
- (4) 来年度もこうした情報システム等の共同化の検討・協議を継続して行うこととします。

情報システム等共同化検討部会の進捗状況と今後の予定について

財政状況の厳しい中、行政が住民サービスの向上や業務の効率化を図っていくには、情報通信技術を活用して、共同化を進めることは大きな効果があります。

以前から検討を進めてきたなかで、共有デジタル地図整備に関しては、今年度より県及び全市町の共同事業として、全市町で構成する一部事務組合である三重県自治会館組合において取り組みを開始したところです。

電子申請、施設予約、電子入札といったシステム等の共同化については、県民の利便性向上や業務の透明性の確保、経費の削減など導入効果を明確にするため、時間をかけた協議を進めており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。

1 共同化の検討・推進体制

- (1) 共同化案の作成については(財)三重県市町村振興協会が事務局となって協議を行っているそれぞれのWGにおいて検討し、取りまとめることとしました。
- (2) 各WGで議論した共同化案をもとに、三重県電子自治体推進連絡協議会（＝情報システム等共同化検討部会）でさらに協議・検討を行い、合意形成を行います。
- (3) 合意された共同化案を各市町それぞれにおいて長まであげて、参加決定を行うこととします。

2 共有デジタル地図整備

- (1) 空中写真の撮影業務については、平成18年7月より（財）三重県市町村振興協会において先行して実施中です。
- (2) デジタル地図整備については、三重県自治会館組合（一部事務組合）の規約が改正され、組合が実施主体となって県と全市町が共同で共有デジタル地図の整備・更新を行っていくこととなりました。
- (3) 共有デジタル地図の整備仕様について県と市町で合意されましたので、現在、三重県自治会館組合において共有デジタル地図整備委託事業者の選定を行っています。
- (4) 引き続き、県と市町が共同して共有デジタル地図の整備を着実に進めるとともに、平成20年度に地図整備が完了することから、共有デジタル地図の具体的な運用・更新方法や、地図の利活用方策を検討していく予定です。

3 電子申請システム

国においては、IT戦略本部の『IT新改革戦略』や重点計画－2006において、市町村の電子申請を2010年（平成22年）度までに開始することの他、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とすることなどを掲げています。

一方で電子申請システムの導入には高額な費用が必要なことから、国の動向や他都道府県の状況を見ながら、費用対効果など住民への説明責任を果たせる電子申請システムのあり方や意義について十分な議論と整理を行い、平成22年度を1つの目途として検討を継続することとしました。

このことから、県としては、現行の県電子申請システムの更新時期（平成20年度末）を延長することにより、県市町のシステム共同構築事業への参加を予定しています。

なお、入札参加資格者登録・受付の共同化に関しては、県電子申請システムを活用することを想定しています。共同で実施することにより、行政側、業者側とも効率化を図ることができますが、市町の実態を踏まえて共同化を行う必要があるため、別途メンバーを募り作業部会を設置して集中的に協議を行うこととしています。検討内容としては、登録期間や審査方法、入札参加資格者登録における項目の共通化などがあります。

今後、こういった協議を踏まえ、実施に向けた共同化実施案のとりまとめを進めたいと考えています。

4 施設予約システム

公共施設予約システムを導入する場合、共同化（広域化）することにより、更に住民の方の利便性向上を図ることができるため、既に導入済や導入に関心がある市町で検討を行ってきました。

本システムを共同導入することについては、既に導入済みの団体があることや指定管理者との調整が必要なこともあり、まとめて新規に導入することは難しいものの、早急に導入したい団体もあることから、ASPを利用する（ネットワークを利用して広域で展開しているシステム利用サービスを事業者からレンタルする）ことによる共同発注も想定して検討を継続することとしています。

なお、施設予約システムの本格的な導入については、電子申請の1類型という考え方から電子申請WGで協議を行っていきます。

5 電子入札システム

電子入札システムの共同導入については、電子入札システム各社のデモを実施するなど昨年度に引き続き協議・検討を行ってきました。

電子入札システムの導入については、導入意向も違うため、導入に前向きな団体で検討を進めていくため、**WG**のメンバーから作業部会を設置しました。

そこでは、システム導入形態としての共同導入や**ASP**での導入などについて、それぞれメリットや課題もあるため、総合的に検討していく予定です。

6 その他の共同化事業等

- (1) 情報セキュリティ対策や地上デジタル放送の活用方策等広域で検討を行う事項についても情報交換を行うとともに共同での取り組みについて検討する予定です。
- (2) その他情報システム等の共同化についても幅広く検討・協議を継続して行うこととします。

V. 包括的権限移譲

平成19年度 新規移譲予定事務一覧

平成19年2月1日現在

| 移譲対象事務等 | | 対象市町 | 移譲事務項目 | 移譲予定日 |
|---|--------------------------|--|--------|--------------------|
| 包括的権限移譲パッケージ名等 | 法令等 | | | |
| 住民に身近な福祉向上パッケージ (身体障害者・知的障害者相談員の委託や認可外保育所の届出受理・運営状況の公表等) | 身体障害者福祉法 | 名張市 伊賀市 | 3 | H19.4.1 |
| | | 尾鷲市 鳥羽市 熊野市 志摩市 | 1 | H19.4.1 |
| | 知的障害者福祉法 | 名張市 尾鷲市 鳥羽市 熊野市 志摩市 伊賀市 | 1 | H19.4.1 |
| | 児童福祉法 | 尾鷲市 熊野市 | 4 | H19.4.1 |
| 環境問題地域解決型パッケージ (環境問題(悪臭・振動・騒音)に対する規制や基準の設定) | 三重県生活環境の保全に関する条例 | 玉城町 | 6 | H19.4.1 |
| | 悪臭防止法 | 名張市 | 5 | H19.4.1 |
| | 振動規制法 | | 5 | H19.4.1 |
| | 騒音規制法 | | 5 | H19.4.1 |
| 農地有効利用促進パッケージ (農地転用に関する許可等) | 農地法 | 玉城町 | 10 | H19.4.1 |
| | 租税特別措置法 | 度会町 | 1 | |
| 建築物を活かしたまちづくりパッケージ (建築確認に関する事務等) | 建築基準法 | 名張市 (限定特定行政庁の事務につき、法定移譲) | 62 | H19.4.1 |
| | 浄化槽法 | | 4 | H19.4.1 |
| | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | | 8 | H19.4.1 |
| 計画的なまちづくりパッケージ (都市計画区域内・外における開発行為に対する許可等) | 三重県宅地開発事業の基準に関する条例 | 津市 鈴鹿市 | 10 | H19.4.1 H19.7.1 |
| 一般旅券の発給申請受理と交付の事務 | 旅券法 | 名張市 | 14 | H19.10.1 |
| 屋外広告物の許可に関する事務等 | 三重県屋外広告物条例 | 大紀町 | 21 | H19.4.1 |
| 浄化槽の届出受理や適正管理の為の検査・指導等 | 浄化槽法 | 多気町 大台町 大紀町 | 14 | H19.4.1 |
| 特定路外駐車場設置に伴う届出の受理や検査等の事務 | 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 | 全市町 (四日市市は特例市のため、法定移譲) | 4 | H19.4.1 |
| 指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可等 (一部の有害鳥獣に限る) | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 全市町 | 56 | H19.4.16 |
| 10種類 | 18法令 | | 234 | |

參考資料

県と市町の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、分権型社会の実現を目指し、県と市町の役割分担の明確化と適正化を図るとともに、真に対等・協力の関係を築くことにより、県と市町を通じた行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(協議等事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 連携・協力及び役割分担のあり方に関する事項
- (2) 専門性強化のための取組に関する事項
- (3) 包括的権限移譲の推進に関する事項
- (4) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県副知事、市長会会長及び町村会会長

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重県政策部地方分権・合併室、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

第3章 会議

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議事項の対応方針

(2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第12条 総会は、構成員（またはその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第13条 具体的な協議等事項の決定、検討部会設置の決定又は第10条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

2 運営調整会議は、市町、県各部及び県民センターの地方分権に係る職員で構成する。

3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営調整会議は、会長の指示により三重県政策部地方分権・合併室が招集する。

(検討部会)

第14条 第13条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第4章 経費等

(経費)

第15条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

別 表 (第4条関係)

県と市町の新しい関係づくり協議会名簿

| 役職名 | | 役職名 | |
|-------------|--------|--------------|-------------|
| 会 長 | 三重県知事 | 委 員 (県) | 三重県出納長 |
| 副会長 | 熊野市長 | | 政 策 部 長 |
| | 菰野町長 | | 東紀州対策局長 |
| | 三重県副知事 | | 地域支援担当理事 |
| 委 員 (市町) | 津 市 長 | | 総 務 部 長 |
| | 四日市市長 | | 防災危機管理部長 |
| | 伊勢市長 | | 生 活 部 長 |
| | 松阪市長 | | 健康福祉部長 |
| | 桑名市長 | | 環境森林部長 |
| | 鈴鹿市長 | | 環境森林部理事 |
| | 名張市長 | | 農水商工部長 |
| | 尾鷲市長 | | 観 光 局 長 |
| | 亀山市長 | | 県土整備部長 |
| | 鳥羽市長 | | 県土整備部理事 |
| | いなべ市長 | | 企 業 庁 長 |
| | 志摩市長 | | 病院事業庁長 |
| | 伊賀市長 | | 教 育 長 |
| | 木曾岬町長 | | 桑名県民センター所長 |
| | 東員町長 | | 四日市県民センター所長 |
| | 朝日町長 | | 鈴鹿県民センター所長 |
| | 川越町長 | | 津県民センター所長 |
| | 多気町長 | | 松阪県民センター所長 |
| | 明和町長 | | 伊勢県民センター所長 |
| | 大台町長 | | 伊賀県民センター所長 |
| | 玉城町長 | | 尾鷲県民センター所長 |
| | 度会町長 | | 熊野県民センター所長 |
| | 大紀町長 | | |
| | 南伊勢町長 | | |
| 紀北町長 | | | |
| 御浜町長 | | | |
| 紀宝町長 | | | |

検討部会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）規約第14条第2項の規定により、検討部会（研究会を含む）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、運営調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第3条 検討部会は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会の構成員の互選により選任する。
- 4 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討部会の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

- 2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第 8 条 検討部会は、第 6 条及び第 7 条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 6 月 7 日から施行する。

検 討 部 会 協 議 等 計 画 書

| | |
|---------------|--|
| 協議等テーマ | |
| 目 的 | |
| 検討事項 | |
| 具体的な協議等スケジュール | |
| メンバー | |

別紙様式2（第7条関係）

検討部会協議等経過報告書

| | |
|----------|--|
| 日時・場所 | |
| 参加者 | |
| 議題 | |
| 意見の概要 | |
| 決まったこと | |
| その他 | |
| 次回開催日・場所 | |
| 作成者 | |